



# 鳥取県公報

平成15年11月7日(金)  
第7534号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (666) (協働推進室) .....	1
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (667) (森林保全課) .....	2
	保安林の指定の解除予定 (668) (＃) .....	2
	物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等 (669) (出納課) .....	3
公 告	改良普及員資格試験の合格者 (農政課) .....	5
	平成15年度林業改良指導員資格試験の合格者 (林政課) .....	5
	採石業務管理者試験の合格者 (治山砂防課) .....	5
調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) .....	5

## 告 示

### 鳥取県告示第666号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成15年12月24日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成15年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日  
平成15年10月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 豊潤な海・中海みらい21
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
船越 元熙
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
米子市福市1812
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、豊かな湖、中海を取り戻すため、その自然環境の回復・保全、環境の美化、あるいは水質浄化

等に関する支援事業を行い、人々のふれあいの場を創出し、活力ある地域形成に寄与する事を目的とする。

#### 鳥取県告示第667号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 区域及び期間

##### (1) 区域

境港市の一部（別紙のとおりとする。）

##### (2) 期間

平成15年11月22日から平成16年3月15日まで

#### 2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

#### 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

#### 4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

#### 5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、次によること。

ア 枝条は、焼却すること。

イ 破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する西部総合事務所農林局長に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課及び西部総合事務所農林局並びに境港市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第668号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたいので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字野添字奥西鴨469の3（国有林。次の図に示す部分に限る。）

#### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第669号

平成16年度から平成18年度までにおいて県が発注する物品等の売買、修理等及び役務の提供(測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務に係るものを除く。)に係る調達契約の競争入札参加資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等について次のとおり定めたと、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第2項(同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定により告示する。

平成15年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 業種区分

競争入札参加資格(以下「資格」という。)の業種区分は、調達する物品等又は役務の種類に応じ、次のとおりとする。

文具・事務用機器類、図書・教材類、薬品類、油脂・燃料類、家具・調度品類、繊維・皮革・ゴム類、印刷類、車両・船舶及び航空類、電気通信機器類、医療・理化学機器類、機械器具類、工事用材料類、看板・塗料類、役務、食品類、その他の物品並びに払下品類

### 2 申請の受付時期

平成15年11月17日から同年12月16日までとする。なお、それ以降の時期においても、随時受け付ける。この場合は、平成16年4月1日の時点における当該資格が得られないことがある。

### 3 申請の方法

#### (1) 願書の入手方法

競争入札参加資格審査願(以下「願書」という。)は、鳥取県出納局出納課、鳥取県中部総合事務所県民局、鳥取県西部総合事務所県民局及び鳥取県日野総合事務所県民局で配布する。なお、送付による願書の請求は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(日本工業規格の角形2号)を同封し、鳥取県出納局出納課に行くこと。また、インターネットのホームページ([http://www.pref.tottori.jp/suitoukyoku/suitou\\_yousiki.htm](http://www.pref.tottori.jp/suitoukyoku/suitou_yousiki.htm))から入手することができる。

#### (2) 願書の提出方法

願書に次の書類を添え、鳥取県出納局出納課用度係(〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7433)に持参し、又は送付すること。

ア 経営実態調書(所定の様式によること)。ただし、平成13年度から平成15年度までの資格を得ている者については、鳥取県出納局出納課が別途郵送する更新者用の調書とする。

イ 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。)に未納がないことを証する納税証明書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式(以下「第9号書式」という。))その3の3)並びに県税(延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。)に未納がないことを証する納税証明書、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。)に未納がないことを証する納税証明書(第9号書式その3の2)並びに県税(延滞金及び加算金を含む、個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないことを証する納税証明書(ただし、いずれも資格審査申請時前3月以内に発行されたものであつて、資格申請時前1年以内において納税義務の発生したものに限り、法人であつて鳥取県内に事業所がないものは県税に未納がないことを証する納税証明書の提出は不要とする。)

ウ 法人にあっては商業登記簿謄本の写し（ただし、資格審査申請時前3月以内に発行されたものに限る。）  
エ 営業に必要な許可、認可、届出、登録等の証明書の写し（該当する場合に限る。）

オ 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001に適合する旨の認証を取得している者（以下「認証登録証」）の写し

カ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないことを証する書類（個人の場合のみ必要）

キ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（ただし、資格審査申請時前3月以内に発行されたものに限る。）

ク 委任状（委任する場合に限る。）

ケ 使用印鑑届（見積り、入札、契約の締結並びに代金の請求及び受領の際に、印鑑証明がされた印鑑以外の印鑑を使用する場合に限る。）

(3) 願書等の作成に用いる言語

ア 願書は、日本語で作成すること。

イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

ウ 添付書類の金額欄については、出納官事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4 資格の決定

資格は、次に掲げる事項を総合的に勘案して行う審査の結果に基づき決定する。

(1) 資格審査申請時までの営業年数

(2) 資格審査申請時の直前の2営業年度における製造高、販売高又は収入高について算定したそれぞれの年間平均

(3) 資格審査申請時の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における流動比率

(4) 直前決算における経常収支比率

(5) 直前決算における資本

(6) 資格審査申請時における従業員の数

(7) その他経営及び信用の状態

5 競争入札に参加することができない者

次に掲げる者には、資格を付与しない。

(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

(2) 次の各項目のいずれかに該当すると認められる者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）で、その事実があった後2年を経過していないもの。

ア 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

(3) 願書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

(4) 手形の不渡り処分を受けた者及び決算の内容により経営状態が不健全であると認められる者

(5) 鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けている者

6 資格審査の結果の通知

資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

7 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成16年4月1日から平成19年3月31日までとする。ただし、2のなお書により随時申請をした場合は、資格を付与されたときから平成19年3月31日までとする。

## 公 告

平成15年10月8日及び9日に実施した改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成15年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

佐藤 健	一岡 愛子	下野 真喜	松岡 結香	中村貴代美	伴藤 智子	賀多井真弓
岸本 清子	首藤 郁子	佐藤 陽子	中島淳太郎	田中 玄洋	澤田 隆郎	橋本 有記
山崎 輝	橋永 明子	稲野 舞	土井 奏子	藤原 恵	小林 照世	伊垢離孝明
井上由紀子	藤田 直子	西村 美穂	伊藤 幸	豊田 昌子	下曾根智子	中村 公佑
加藤 康祐	藤田 亜矢	寺戸 貴裕	長田 仁志	小林 由幸	山本 陽子	渡辺雄一郎
由田 雄士	吉田 理恵	山崎 寛子	秋田 裕美	内田 恭子		

平成15年10月9日に実施した平成15年度林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

平成15年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

湯浅 真	稲葉 広	神保 剛	高木 直哉	氏田 宗孝	高久 博昭	堀内和香子
船引 大輔	高木 里香	松井 愛哉	中里 郁恵	湯浅 秀通	大部 徹平	

平成15年10月10日に実施した第32回採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成15年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

秋本 大志	洞 雄治	榎田圭之輔	鈴木 吾朗	福田太一郎	東田賀津雄	吉澤 春樹
澤田 清生	江角 啓也	上田 陽介	温湯 敬子	森本 素史		

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

## (1) 借入物品の名称及び数量

鳥取県警察本部県庁ネットワークシステム 一式

## (2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

## (3) 借入期間

平成16年3月1日から平成21年2月28日まで

## (4) 納入期限

平成16年2月29日(日)

## (5) 納入場所

入札説明書による。

## (6) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品の一式の1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第76号(物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格のうちリース、レンタルに係るものを有すること。

(3) 過去2年間に、国又は地方公共団体が発注したこの公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(5) 平成15年11月7日(金)から同年12月19日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

## 4 入札手続

## (1) 問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目220

鳥取県警察本部会計課庁舎整備室

電話 0857-23-0111(内線2256)

## (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

## (3) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

## (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年12月19日(金)午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成15年12月18日(木)午後5時までとする。)

鳥取県庁第1会議室(本庁舎地階)

## 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成15年12月1日(月)午後3時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金  
免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否  
要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無  
無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Tottori Prefectural Police Headquarters Network System, 1 Set

(2) December 1, 2003 3 : 00 : PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 19, 2003 1 : 30 : PM : Time - limit for submission of tenders

December 18, 2003 5 : 00 : PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Finance Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8520 Japan TEL : 0857 - 23 - 0111 (Extension telephone 2256)

